

## 不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の「更新」の登録

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 3 項
手続対象者	宮城県知事登録の不動産鑑定業者で有効期間（5 年）の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者
提出時期	有効期間（5 年）満了の日前 30 日まで 〔法施行規則第 27 条〕
手数料	<b>12,400 円</b> を県庁内（1 階パスポートセンター）のセルフレジで支払い、申請書にレシート（提出用）を貼付してください。 ※令和 8 年 3 月までは宮城県収入証紙の使用も可能です。

### 【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）	○	○
		裏（第二面）	○	○
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八 添付書類（イ）	○	○
3	事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面	別記様式第八 添付書類（ロ）	○	○
4	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 法人：「当社は」及び「私共役員は」（役員 1 名の場合「私は」） 個人：「私は」	○	○
5	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所においての勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知等の写し） ※ 1 申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）	◇※1	◇※1
6	その他国土交通省令で定める書面	定款または寄付行為	○	—
		登記事項証明書	○	—
		略歴書：登録申請者（法人である場合にはその役員）、 専任不動産鑑定士 略歴書一覧	○	○
7	住民票の抄本等	※ 2 住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要	—	◇※2

提出部数	正本一通及び副本二通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。） 〔法に基づく公告の方法及び書類の提出部数を定める規則第 3 条〕
提出・問い合わせ先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 Tel 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 4 1